

令和4年第1回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	令和3年度さくら市一般会計補正予算（第10号）	P 3
2	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	P 4
3	議案説明資料 参照法令等	P 6

ただいま上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、予算 1 件及び報告 1 件であります。

議案第 1 号は、令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 7 億 4,736 万 9 千円を追加し、予算の総額を 216 億 6,523 万 5 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,000 万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金 6 億 3,000 万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金 1,300 万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 297 万 6 千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 1,959 万 2 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費 6 億 4,070 万円、3 款民生費

で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費 6,003 万 9 千円、4 款衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費 2,297 万円、6 款農林水産業費で、主食用米作付農家支援事業費 1,056 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、住民情報関連システム管理事業ほか 2 件で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

ます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 略

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日